産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年９月１日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成24年９月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

記

改正された日本工業規格

医用電気機器－第１－３部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項－副通則：診断用Ｘ線装置における放射線防護	Ｔ0601－１－３
医用Ｘ線ＣＴ装置－基礎安全及び基本性能	Ｚ4751－２－44
医用画像部門における品質維持の評価及び日常試験方法－第２－６部：不変性試験－医用Ｘ線ＣＴ装置	Ｚ4752－２－６

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

国土交通省

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成24年９月３日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、二等航空整備士、一等航空運航整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

二　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

三　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

四　計器飛行証明

五　操縦教育証明

六　航空英語能力証明

２　学科試験の期日及び場所　平成24年11月18日（日）　東京都、大阪市

３　申請書の受付期間　平成24年10月９日（火）から平成24年10月15日（月）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

４　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102－0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540－8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成24年10月18日（木）までに提出すること。

５　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第五号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第六号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

６　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　二等航空整備士（法規）

三　一等航空運航整備士（法規）

四　二等航空運航整備士（法規）

７　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

８　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人本間勝弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年９月３日　　千葉地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年８月24日から６か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年９月３日

横浜地方法務局長　小沼　邦彦

記

氏名　寺戸　栄司

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

登録番号　神奈川第1777号

事務所の所在地　神奈川県鎌倉市腰越２丁目17番11号

違反行為　他人による業務の取扱い等

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成24年９月３日　　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年９月３日

３　終了決定をした理由　資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（29円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒650－0016　神戸市中央区橘通１丁目４番１号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078－367－6100（内線303）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、神戸地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、神戸地方裁判所に提起しなければなりません。